

令和4年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	39	府省庁名 国土交通省
対象税目	個人住民税 <u>法人住民税</u> 事業税 不動産取得税 固定資産税 <u>事業所税</u> その他（ ）	
要望項目名	沖縄の観光地形成促進地域における課税の特例措置の延長等	
要望内容（概要）	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）の規定に基づく観光地形成促進地域における課税の特例について、同法に係る来年度以降の法的措置が講じられ（次期通常国会に法律案提出予定）、かつ、法人税の特例措置の延長等が認められた場合に、税制上の特例措置の延長・拡充を講じる。</p> <p>・ 特例措置の内容 ①観光地形成促進地域において、下記法人税の特例措置の延長等が認められた場合、法人住民税（法人税割）についても同様の効果を適用する（自動連動）。 【法人税の特例措置の概要】 沖縄の観光地形成促進地域における課税の特例について、措置内容を以下のとおり変更の上、適用期限（令和4年3月31日）を2年間延長し、令和6年3月31日までとする。</p> <p>○対象施設について、以下のとおり廃止及び追加を行う。</p> <p>（廃止） 庭球場、野営場、野外アスレチック、マリナー、ダイビング施設、美術館、博物館</p> <p>（変更） 遊園地 → テーマパーク 海洋療法施設 → スパ施設</p> <p>（追加） シェアオフィス、結婚式場</p> <p>○宿泊施設に附属するシェアオフィスで、利用料金を除き一般の利用客に当該宿泊施設の利用者と同一の条件で同施設を利用させるものである旨が同施設の利用に関する規程において明らかにされており、かつ、国内においてインターネットの利用その他の方法により容易にその旨の情報を取得することができるものを、当該宿泊施設の利用者が主として利用するもの（※対象施設とならない施設）の対象外とする施設に追加</p> <p>○一の設備に含まれる対象資産として、ソフトウェア（複写して販売するための原本、開発研究の用に供されるものを除く。）を追加</p> <p>○一般の利用客に比して有利な条件で利用する権利を有する者が存する施設（※対象施設とならない施設）から年間パスポート等（利用料金を除き一般の利用客と同一の条件で当該施設を利用させるもの）の購入者が存する施設を除外</p> <p>○特定民間観光関連施設の設置又は運営に関する事業について、沖縄県知事の認定を受けた事業に限定する。 ・ 事業認定の要件は、主務大臣の同意を受けることを前提に沖縄県知事が観光地形成促進計画の中で定める。 （想定する主な認定要件） 【必須】 沖縄観光の振興に資する事業 【選択】 主に沖縄の地元物産を販売・活用する事業 従業員の給与水準を向上させる事業 付加価値額を向上させる事業 現金給与額を引き上げ、かつ常用労働者の雇用を増やす事業</p>	

<p>（関係条文）</p>	<p>労働生産性を向上させる事業 ・ 認定を受けた事業者は事業結果等を毎年度沖縄県知事に報告することとし、認定基準の達成状況を確認する。 ※認定制度の詳細については、沖縄振興特別措置法の改正案と一体的に検討する。</p> <p>②那覇市で新設された特定民間観光関連施設（建物等1億円超）について、新設の日から5年間に限り、事業所税の資産割の課税標準を2分の1控除する。なお、対象施設について、以下のとおり変更する。事業認定の要件は付加しない。</p> <p>（廃止） 庭球場、野営場、野外アスレチック、マリナー、ダイビング施設、博物館、美術館</p> <p>（変更） 遊園地 → テーマパーク 海洋療法施設 → スパ施設</p> <p>（追加） シェアオフィス</p> <p>沖縄振興特別措置法第8条、第9条 租税特別措置法第42条の9、第68条の13 租税特別措置法施行令第27条の9、第39条の43 租税特別措置法施行規則第20条の4、第22条の26 地方税法第23条第1項第3号、第292条第1項第3号 地方税法附則 第33条第1項</p>
<p>減収見込額</p>	<p>[初年度] ▲0.8 (▲2) [平年度] ▲0.8 (▲2) [改正増減収額] - (単位：百万円)</p>
<p>要望理由</p>	<p>(1) 政策目的 国内外からの観光客の誘客、観光資源の持続的利用、観光の高付加価値化等を通じた観光産業の一層の振興により、沖縄の自立型経済の発展を目指す。</p> <p>(2) 施策の必要性 沖縄県は地理的、歴史的、社会的な特殊事情に起因した不利性を抱えており、一人当たり県民所得は全国最下位で、こうした沖縄の置かれた特殊な諸事情に鑑み沖縄振興策が講じられているところである。観光リゾート産業は、本土から遠隔地にある沖縄において、アジア地域との地理的近接性、亜熱帯という自然的特性等の沖縄の優位性を発揮することができる重要産業であり、沖縄のリーディング産業である。本税制措置は、こうした観光リゾート産業の振興を図るものであり、沖縄が高い国際競争力を有する魅力ある観光地に成長することは我が国の観光産業の振興にも大きく貢献するものである。また、経済財政政策と改革の基本方針2021（令和3年6月18日閣議決定）に定める「沖縄が日本の経済成長の牽引役となるよう、観光等の各種産業の振興（中略）を含め、国家戦略として沖縄振興策を総合的・積極的に推進」との方針にも合致するものであり、社会的意義があり、施策としての必要性があると考えている。</p>
<p>本要望に対応する削減案</p>	

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	政策目標 6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化 施策目標 20 観光立国を推進する
	政策の達成目標	<p>○達成目標 沖縄観光の高付加価値化等を図る特定民間観光関連施設の新増設投資を促進する。</p> <p>〔測定指標〕 ①県内の対象施設等における事業認定申請率：3.4%～3.6%（令和5年度）</p> <p>（算定式） 各年度における事業認定の申請総数（各年度における適用見込み数と同数と仮定）÷関係する観光関連施設数（沖縄県において、増設投資が行われれば本税制措置の対象施設となり得る可能性のある類似の施設（宿泊施設の併設施設等税制の適用要件から明らかに外れる施設を除く）として沖縄県が把握している全 168 施設）+各年度における事業認定の申請総数 ※測定指標は、6件/168施設+6件=3.4%（令和4～5年度の投資が全て新設の場合）、6件/168施設=3.6%（令和4～5年度の投資が全て増設の場合）</p> <p>②事業認定要件で定める基準値の達成状況 ※事業認定要件については、沖縄県知事が定めることとしているため（本スキームについては、沖縄振興特別措置法の改正内容の検討と一体的に検討する）、現時点では未決定であるが、認定を受けた事業者の基準値達成状況を測定指標とする。現時点でイメージされる認定基準は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢本税制措置の適用を受けた施設（県産品を販売・活用する事業を行うものとして事業認定を受けた事業所に限る）の食料品・工芸品販売事業における県産品の平均売上率：平均 55% ➢本税制措置の適用を受けた事業所（現金給与額を増額する事業を行うものとして事業認定を受けた事業所に限る）の認定事業期間中の一人平均月間現金給与総額の認定事業開始前年度からの平均増加率：1.5% ➢本税制措置の適用を受けた事業所（付加価値額を向上させる事業を行うものとして事業認定を受けた事業所に限る）の付加価値額の認定事業開始前年度から認定事業開始後2年度目の平均増加率：0.66%（1年度目 0.33%） ➢本税制措置の適用を受けた事業所（労働生産性を向上させる事業を行うものとして事業認定を受けた事業所に限る）の労働生産性の認定事業開始前年度から認定事業開始後2年度目の平均増加率：0.66%（1年度目 0.33%）
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	令和6年3月31日までの2年間
	同上の期間中の達成目標	○達成目標 上記達成目標と同じ
政策目標の達成状況	<p>令和元年度後半から令和2年度においては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う影響が大きく出たが、平成30年度までの入域観光客数及び観光収入については順調な伸び見せ、特に入域観光客数は、世界有数のリゾート地であるハワイと肩を並べる水準まで増加した（令和元年実績（暦年）でハワイの1,039万人に対し、沖縄県1,016万人）。</p> <p>一方で、観光客一人当たりの平均滞在日数及び消費額や県内総生産に占める観光産業の割合などは伸び</p>	

		<p>悩んでおり、入域観光客数等の増加だけでなく沖縄観光の高付加価値化等質の向上が沖縄観光の課題と考えられている。また、沖縄県における令和2年度の常用労働者の1人平均月間現金給与総額（5人以上事業所）は、全産業平均で25万7,000円であるところ、観光関連施設が含まれる生活関連サービス業・娯楽業は、22万2,000円、卸売・小売業においては19万7,000円と低水準となっている。</p> <p>このため、本税制については、特定民間観光関連施設の設置又は運営に関する事業のうち、県知事による認定を受けた事業に限定することとし、認定要件として観光関連施設の高付加価値化を図るための要件等を定めることとしている。これに伴い、今回から達成目標を変更しており、達成状況の数字は今後判明することとなる。</p>
有効性	要望の措置の適用見込み	<p>令和4年度以降、平年度で3件、35百万円の投資税額控除の適用が見込まれることから、平年度で3件、2百万円（投資税額控除35百万円×法人住民税の税率（7%））の法人住民税の適用が見込まれる。</p>
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	<ul style="list-style-type: none"> 関係する観光関連施設運営事業者からの事業認定申請率 令和4年度：1.8% 令和5年度：3.4%～3.6% <p>〔算定式〕各年度における事業認定の申請総数（各年度における適用見込み数と同数と仮定）÷関係する観光関連施設数（沖縄県において増設投資が行われれば本税制措置の対象施設となり得る可能性のある類似の施設（宿泊施設の併設施設等税制の適用要件から明らかに外れる施設を除く）として沖縄県が把握している全168施設）+各年度における事業認定の申請総数（新設に限る）</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業認定要件で定める基準値の達成状況 各認定要件の基準値が毎年達成されることを想定 ※事業認定要件については、沖縄県知事が定めることとしているため（本スキームについては、沖縄振興特別措置法の改正内容の検討と一体的に検討する）、現時点では未決定であるが、達成見込みのある事業を認定することから、基準値が毎年達成されるものと考えている。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	<ul style="list-style-type: none"> 事業税、不動産取得税及び固定資産税の課税免除並びに不均一課税に対する地方交付税による減収補填措置
	予算上の措置等の要求内容及び金額	なし
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	
	要望の措置の妥当性	<p>本税制措置は、民間事業者の創意工夫による観光拠点の新增設及びこれに当たった施設の高度化を図るものであり、対象や時期を限定した補助金等ではなく、各企業が一定の裁量の下で広く施設や設備の投資等に関する経営判断を行うことができる税制措置が適当な手段である。</p> <p>本措置は、地理的、歴史的、社会的に不利性を抱え、一人当たり県民所得が全国最下位であるなど、沖縄の置かれた特殊な諸事情に鑑み沖縄のみを対象に講じられる措置であり、経済財政政策と改革の基本方針2021（令和3年6月18日閣議決定）に定める「沖縄が日本の経済成長の牽引役となるよう、観光等の各種産業の振興（中略）を含め、国家戦略として沖縄振興策を総合的・積極的に推進」との方針に合致するものであり、社会的意義があり、特別措置として妥当なものであると考えられる。</p>

税負担軽減措置等の適用実績	<p>＜過去5年間の適用実績＞</p> <p style="text-align: right;">(単位: 件、百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th colspan="2">平成28年度</th> <th colspan="2">平成29年度</th> <th colspan="2">平成30年度</th> <th colspan="2">令和元年度</th> <th colspan="2">令和2年度</th> </tr> <tr> <th>件数</th> <th>金額</th> <th>件数</th> <th>金額</th> <th>件数</th> <th>金額</th> <th>件数</th> <th>金額</th> <th>件数</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>投資税額控除</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>15</td> <td>3</td> <td>53</td> <td>2</td> <td>23</td> </tr> <tr> <td>法人住民税</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>0.3</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>7</td> <td>2</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>事業所税</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table> <p>※投資税額控除(平成27年度～令和元年度)は「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(財務省)に基づく。令和2年度は沖縄県調べ。</p> <p>※法人住民税(平成27年度～令和元年度)の適用額は「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」(総務省)、令和2年度は投資税額控除の適用額実績に基づき試算(投資税額控除額×法人住民税の税率(県民税1%+市町村民税6%=7%))。事業所税は沖縄県調べ。</p>											項目	平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度		件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	投資税額控除	0	0	1	2	2	15	3	53	2	23	法人住民税	0	0	1	0.3	2	2	3	7	2	2	事業所税	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	項目	平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度																																																							
		件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額																																																						
	投資税額控除	0	0	1	2	2	15	3	53	2	23																																																						
法人住民税	0	0	1	0.3	2	2	3	7	2	2																																																							
事業所税	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0																																																							
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	<p>＜過去3年間の適用実態調査結果＞</p> <p style="text-align: right;">(単位: 件、百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>平成29年度</th> <th>平成30年度</th> <th>令和元年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法人住民税</td> <td>0.3</td> <td>2</td> <td>7</td> </tr> </tbody> </table>											項目	平成29年度	平成30年度	令和元年度	法人住民税	0.3	2	7																																														
項目	平成29年度	平成30年度	令和元年度																																																														
法人住民税	0.3	2	7																																																														
税負担軽減措置等の適用による効果(手段としての有効性)	<p>対象施設が本税制措置の適用を受けるためには、事業の高付加価値化等を図るものである旨の認定を受ける必要があることから、本税制措置の活用を通じて、対象施設における事業の高付加価値化等を促進する直接的な効果がある。</p>																																																																
前回要望時の達成目標	<p>令和3年度までに</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入域観光客数 1,200万人 ・観光収入 1.1兆円 ・観光客一人当たりの平均滞在日数 4.5日 ・観光客一人当たりの県内消費額 9万3千円 																																																																
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	<p>＜達成目標の達成度＞</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th colspan="4">年度</th> </tr> <tr> <th>平成30年度</th> <th>令和元年度</th> <th>令和2年度</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>入域観光客数</td> <td>1,000万人</td> <td>947万人</td> <td>258万人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>観光収入</td> <td>7,341億円</td> <td>7,047億円</td> <td>未公表</td> <td></td> </tr> <tr> <td>観光客一人当たりの平均滞在日数</td> <td>3.73日</td> <td>3.7日</td> <td>未公表</td> <td></td> </tr> <tr> <td>観光客一人当たりの県内消費額</td> <td>73,374円</td> <td>74,425円</td> <td>未公表</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※出典: 沖縄県資料 ※新型コロナウイルス感染症の影響により、令和元年度末から大きく減少した。</p>											項目	年度				平成30年度	令和元年度	令和2年度		入域観光客数	1,000万人	947万人	258万人		観光収入	7,341億円	7,047億円	未公表		観光客一人当たりの平均滞在日数	3.73日	3.7日	未公表		観光客一人当たりの県内消費額	73,374円	74,425円	未公表																										
項目	年度																																																																
	平成30年度	令和元年度	令和2年度																																																														
入域観光客数	1,000万人	947万人	258万人																																																														
観光収入	7,341億円	7,047億円	未公表																																																														
観光客一人当たりの平均滞在日数	3.73日	3.7日	未公表																																																														
観光客一人当たりの県内消費額	73,374円	74,425円	未公表																																																														
これまでの要望経緯	<p>平成10年度 観光振興地域制度を創設</p> <p>平成14年度 観光振興地域制度に係る地域指定要件及び対象施設要件の緩和</p> <p>平成19年度 観光振興地域制度に係る対象施設の拡充(対象施設である教養文化施設に文化紹介体験施設を追加)</p> <p>平成24年度 観光振興地域制度を廃止し、観光地形成促進地域制度を創設</p> <p>平成26年度 観光地形成促進地域制度に係る対象施設の拡充(宿泊施設内の観光関連施設を追加)及び対象施設の床面積等に係る要件を緩和</p> <p>平成29年度 観光地形成促進地域制度に係る対象施設から9施設を除外(野球場、陸上競技場、蹴球場、スキー場、体育館、釣り場、遊漁船等利用施設、遊覧船発着場及び図書館)</p> <p>令和元年度 2年間延長</p> <p>令和3年度 1年間延長</p>																																																																